

江戸幕府外交権と対馬藩

— 正徳度「国書引替一件」をめぐる —

望 田 朋 史

はじめに

近世日本の対外関係をヨーロッパ世界との接触からではなく、東アジア世界との関係変化から論ずる潮流が一九七〇年代に生まれ、七〇年代後半には荒野泰典氏が「四つの口」、「押えの役」という語で幕藩制国家における対外関係を捉えた。荒野氏は江戸時代の対朝鮮外交については、「外交権は將軍権力がにぎっており、宗氏はその下で朝鮮との通交業務を『家役』として担っている」とする⁽²⁾。この体制が確立する契機となったのが寛永十二年（一六三五）に三代將軍家光の親裁により解決された「柳川一件」であり、それ以降の対朝鮮外交体制は、「將軍—老中—宗氏」に一本化され、対馬藩宗氏は江戸幕府と朝鮮王朝の間に入って「緩衝装置のような働き」を果たしていた。「柳川一件」後の江戸幕府の対朝鮮外交は、京都五山の碩学が輪番で対馬以酊庵に赴任して、外交文書を管掌するとともに対馬藩の業務を監察する「以酊庵輪番制」⁽³⁾により、その実効性

が担保されていた。

本稿では、正徳元年（一七一二）に来日した朝鮮通信使の帰路発生した「国書引替一件」を考察する。江戸幕府と対馬藩の朝鮮外交をめぐる主導権及び通信使外交を担う対馬藩の思惑を検討して、前例の無い外交事案に対して、江戸幕府と対馬藩がどのように対処していたのかを描き出すことを目的とする⁽⁶⁾。

本論に入る前に「国書引替一件」の概要と主に使用する史料を示しておきたい。六代將軍家宣の襲職祝賀を名目に、十九代朝鮮国王肅宗が遣わした通信使が江戸に着いたのは正徳元年（一七一二）十月十八日であった。十一月一日に江戸城で朝鮮国書を奉呈した三使は、十日後の同月十一日に辞見のため登城して將軍家宣の返翰を受領した。その際、將軍返翰に七代前の朝鮮国王中宗の諱である「禪」の字を発見して、外面封式に踏印が無かったことと合わせて、三使は日本側に激しく抗議した。これに対して二日後の十三日、朝鮮国書も三代將軍家光の「光」の字を犯しており、外面封式は「日

本之古式」であり新井白石に変更する意思はないことが、対馬藩備雨森芳洲から三使に伝えられた。その後、両国の改書した国書を通信使の帰路途上で再交換することとして両国の国書は十八日に一旦戻され、翌十九日に通信使一行は江戸を発った。改書された將軍返翰は帰路大坂で対馬藩主宗義⁽⁸⁾方に渡され、翌年二月十二日、通信使の帰路対馬にて対馬藩主と、改書されて対馬に届いていた朝鮮国書を持つ三使との間で両国の国書が再交換された。以上が、対馬藩の記録史料から「国書引替一件」と呼ばれる事件の概要である。

先行研究では「⁽¹⁰⁾犯諱の抗争」、「⁽¹¹⁾国諱紛争」などと呼ばれているように、国書の文字を巡る日朝間の対立が注目され、通信使一行が江戸を発った後の対馬藩の活動については、簡潔に帰路日程と事実関係が描かれているのみで、研究上注目されてきたとはいえない。帰国道中の史料が往路と比較して少ないという事情もあろう。⁽¹³⁾

対馬藩では国書再交換に至るこの一件を、「正徳元辛卯年信使来聘記録 国書引替之一件附杉村采女覚書共ニ 乾 廿」、「正徳元辛卯年信使記録 国書引替之事 坤 二十一」の二冊に記録している。この二冊の記録は、三使が江戸で辞見の登城をする前日の十一月十日に始まり、翌年二月十二日の対馬における国書引替を経て、対馬藩士による大坂までの朝鮮国書護送と三月二十三日の大坂城代土岐伊予守への国書提出までが詳述されている。本史料には、対馬藩と幕府、あるいは朝鮮側との遣り取りの記録だけではなく、対馬藩内の遣り取りも記録されている。すなわち通信使に同道する帰路途上の対馬藩主一行と江戸屋敷、大坂屋敷、国元対馬との間で交わされた書状、対馬藩庁と倭館、以酊庵との間で交わされた書状の写しも

載せられており、対馬藩内の思惑を窺い知ることができる。

以下にまず、江戸における日朝間の紛糾に対馬藩がどのように対処していたのか、来聘御用掛老中との関係に注目して確認する。そして帰路途上から国元対馬へ至る経過を追いながら考察を進める。

一 来聘御用掛老中と対馬藩

江戸幕府では朝鮮通信使を迎える毎に来聘御用掛を任命して、対馬藩との折衝などの任務に当たらせている。幕政機構が整備されて以降は老中・若年寄・寺社奉行・勘定奉行から各一名、それ以下の実務担当者が複数任命されるのが通例である。正徳度には、幕府の最高責任者として老中からは土屋相模守政直⁽¹⁵⁾が任命されている。

(一) 来聘御用掛老中の任免

各回の通信使来日前に、来聘御用掛に任命された老中を確認しておきたい。表1は幕政機構が整備されて以降、来聘御用掛への任命が確認できる老中の一覧である。遷延の末、対馬での聘礼となった文化度を除き、概ね新將軍の襲職から二年以内に来聘御用掛老中に任命されて、その一、二年後に通信使を迎えている。

宝暦度以降は途中で交代していることが確認できる。交代理由は宝暦度の酒井左衛門尉忠寄は病氣、文化度の戸田采女正氏教は死亡、実現しなかった天保期の水野越前守忠邦は老中を罷免されたことによる。これらの場合には、直ちに老中のうち一人が新たに来聘御用掛に任命されている。来聘準備が始まっている段階において、空席にしておけない役割があったといえよう。天保期に老中を一旦罷免

表1 朝鮮人来聘御用掛老中一覽『通航一覽』・『徳川実紀』などより作成。実現しなかった家慶期については池内敏「大君外交と『武威』」(名古屋大学出版会、二〇〇六年)を参照。

* 天和度	將軍	將軍宣下年月日	来聘御用掛老中**	老中在任期間	来聘御用掛拜命年月日	聘礼年月日
7 天和度	綱吉	延宝八(一六八〇)八・三	大久保加賀守忠朝 ⁵¹	延宝五(一六七七)七・五 ¹ 元禄二(一六九〇)二・五	天和(一六八三)二・三	天和(一六八三)八・七
8 正徳度	家宣	宝永六(七〇九)五・一	土屋相模守政直 ⁵²	貞享四(一六八七)一〇・一三 ¹ 享保三(一七三三)七・三	宝永六(七〇九)二・五	正徳元(七二二)二・一
9 享保度	吉宗	享保元(七二六)八・二三	井上河内守正岑 ⁵³	宝永二(七〇五)九・二 ¹ 享保七(一七三三)五・七	享保二(七二七)六・三	享保四(七二九)一〇・一
10 延享度	家重	延享二(七四五)二・二	本多伯耆守正珍 ⁵⁴	延享三(七四六)一〇・二五 ¹ 宝曆八(一七五八)九・二	延享四(七四七)四・一	延享五(七四八)六・一
11 宝暦度	家治	宝暦一〇(一七六〇)九・二	酒井左衛門尉忠寄 ⁵⁵	寛延二(七四九)九・二八 ¹ 宝曆一四(一七六四)五・六	宝暦二(一七六二)一〇・一八	宝暦一四(一七六四)二・二七
12 文化度	家斉	天明七(七八七)四・一五	松平右近将監武元 ⁵²	延享四(七四七)九・三 ¹ 安永八(一七七九)七・二五	宝暦三(一七六三)一・一九	
			戸田采女正氏教 ⁵⁰	寛政二(一七九〇)二・二六 ¹ 文化三(一八〇六)四・二六	文化元(一八〇四)六・二	文化八(一八二五)三・二
			牧野備前守忠精 ⁴⁷	享和元(一八〇七)七・二 ¹ 文化一三(一八二六)一〇・二三	文化三(一八〇六)四・一九	
			水野越前守忠邦 ⁴⁸	天保五(一八三四)三・一 ¹ 天保一四(一八四三)閏九・三	天保二(一八四〇)二・三	
			←			
			土井大炊頭利位 ⁵⁵	天保九(一八三八)四・二 ¹ 天保一五(一八四四)一〇・二	天保一四(一八四三)閏九・一〇	
			←			
	家慶	天保八(一八三七)九・二	水野越前守忠邦 ⁵¹	天保一五(一八四四)六・二 ¹ 弘化二(一八四五)二・三	天保一五(一八四四)七・三	実現せず
			阿部伊勢守正弘 ⁵⁰	天保一四(一八四三)閏九・一 ¹ 安政四(一八五七)六・七	弘化二(一八四五)二・一〇	

*冒頭の数字は江戸時代に来日した朝鮮使節全12回の回数。 **老中の後の丸数字は来聘御用掛拜命時の年齢。

された水野越前守は、老中に復帰すると来聘御用掛にも再任している。天保の改革で知られる水野に限らず、老中のうち経験豊富な実力者が来聘御用掛に任命される傾向を読み取ることができる。

次に正徳度の御用掛老中土屋相模守政直の任命の経緯を見ておきたい。土屋相模守が老中に就任したのは貞享四年（一六八七）十月十三日。以後享保三年（一七一八）三月三日まで三十二年にわたり老中を務めている。宝永二年（一七〇五）四月二十三日、老中土屋は「朝鮮御用」を命ぜられ、その五日後の二十八日には登城した対馬藩主宗義方に「朝鮮の事、今より後、土屋相模守政直に議すべき旨命ぜらる」とある。この時期は五代將軍綱吉襲職祝賀の通信使が天和二年（一六八二）に来日してから二十三年経っているが、將軍綱吉は未だ在世中である。つまりこの時期の「朝鮮御用」・「朝鮮の事」という文言が通信使来聘業務とは考えられない。この時点では、対馬藩が通信使来聘以外の朝鮮関係の業務を相談する幕府側の窓口として、土屋が任命されたとみられる。その後、宝永六年（一七〇九）一月十日に將軍綱吉が亡くなる。ここから新將軍襲職祝賀の通信使来聘業務が新たに始まるのである。同年十一月二十五日、土屋は「来年韓聘のこと惣督すべしと命ぜられ」、それまでの「朝鮮御用」から「朝鮮人來聘御用」に任命されたのである。

(二) 老中土屋相模守と対馬藩の交渉

本節では、正徳度「国書引替一件」における来聘御用掛老中土屋相模守政直と対馬藩の交渉を見ていく。

三使が將軍返翰の文字と封式に難色を示したため、予定されてい

た十一月十六日の江戸発足が困難となったことを知らせるため、対馬藩江戸屋敷留守居山川左衛門が藩主の口上書を持参して御用掛老中土屋邸を訪問したのが十一月十四日である。しかし、応対した土屋の用人小笠原準之助に口上書の請取を拒まれている。その理由として小笠原は「三使申分之主意御書載無之候故、相模守江見せ申候而茂合点仕間候候」、「此義ハ重キ事候故、得と御存知有之候御家老衆御持参候而被仰聞候」という二点を挙げたと対馬藩では記録している。⁽¹⁹⁾三使の言い分が書かれていないため老中土屋相模守に見せても納得できないという理由のほか、重大な事なので江戸屋敷留守居ではなく事情に通じた家老が来るべきであると小笠原は言う。翌十五日に、対馬藩では家老が新たな口上書を持参して土屋邸を訪れて報告している。これ以降、帰国途上の藩主一行からの指示により土屋邸を訪れる対馬藩士は、江戸家老であることが確認できる。

老中土屋からは十六日と十七日に対馬藩への書付が出され、更に十八日に幕府から小人目付が対馬藩上屋敷を訪れ、老中無判奉書を届けている。その別紙書付には次のように書かれている。

【史料一】※傍線は全て筆者による。

覚

一、三使申候通、此度之來翰御返可被成候間、御返翰可有返上候、御別幅者請取可罷歸候間、彼方別幅御留置被成候様にとの義、則御留置候事、

一、右御引替之儀、御次第書を以、追付可相達候事、

一、御返翰之内御改候文字之儀、三使承度之由、其方家來儒役之者追付新井筑後守方へ可被差越候、筑後守委細可相談候事、

一、書改之来翰差上候義、三使対州滞留仕可差上之旨 御返翰茂
以 御使可被引替候事、

一、書改之書翰、御返翰之通上包折目之上二者国王之名印ニ不
及候事、

以上、

日朝兩國の国書を一旦差し戻して、別幅（贈物目録）のみを交換した状態で通信使一行は帰路につくことになった。そして三使は対馬に留まり、江戸から將軍返翰を持って来る上使との間で、国書の再交換をするというのが幕府の方針である。「其方家来儒役之者」すなわち藩儒雨森芳洲が新井筑後守（白石）へ委細相談するようにとの指示もある。これを受けて芳洲は白石に次のように論じている。

【史料2】⁽²¹⁾

朝鮮方書改り来候国書御当地へ差上候上ニ而、御両使を以御返翰対州江御下シ被成候首尾ニ御座候而者、三使対州之逗留大要百日ニ茂及可申哉と奉存候、左候而ハ、三使茂難儀仕、対州にも勞費無限事ニ御座候、何とそ御返翰御改被成次第御登せ被成、京ニ而成共、大坂ニ而成共、対馬守ニ届当付被成被下、朝鮮方之國書改来り無別条候ハ、早速三使江相渡候様ニ被仰付被下候儀者罷成間敷候哉、

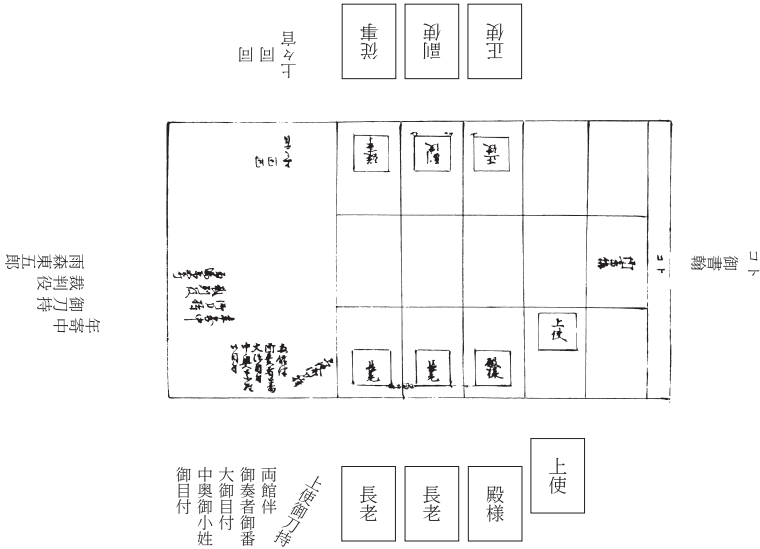
朝鮮廟堂から改書された国書が江戸へ届いてから上使が三使の待つ対馬まで將軍返翰を持って行くのでは、三使の対馬逗留が百日にも及ぶことを芳洲は懸念している。そこで江戸に朝鮮国書が届く前に改書した將軍返翰を発送して、京都あるいは大坂で対馬藩主に渡してほしいと願っている。

この芳洲と白石の対談が行われた十八日に、三使の宿館東本願寺で日朝兩國の国書が一旦差し戻されている。その時の座位を記録したものが【図1】である。通信使の正使・副使・従事官に対して、「殿様」（対馬藩主宗義方）と「長老」二人（以町庵輪番僧の集長老と加番の縁長老⁽²²⁾）が並んでいる。そして対馬藩主の上座に上使がいることが分かる。この上使は高家織田能登守信門⁽²⁴⁾である。將軍家宣が江戸城で一旦請取った朝鮮国書を三使に返すとともに、將軍返翰を三使から請取るのが上使織田能登守の任務であった。

翌十九日、通信使一行は江戸を発つ。出立二日目の二十日、一行を護行する対馬藩家老杉村頼母・平田直右衛門は戸塚から江戸家老杉村三郎左衛門へ書状を出している。その書状には、対馬での通信使一行の逗留には「老人ニ付一日之入目廿匁宛と相見へ申候、五百人ニ而ハ一日ニ拾貫目ニ而御座候故、六十日相増候而ハ、六、七、八百貫目之入越ニ而、大分之御物入ニ罷成、御馳走方必定御凌兼可被成と至而笑止千万ニ存候、」と書かれている。一人が一日逗留するの二十匁かかり通信使の人数五百を掛けると一万匁すなわち十貫目になる。逗留が六十日増すと、更に×60で六百貫目と計算して、六百貫目から多い場合は八百貫目の物入りとなり、馳走費用が工面できないことを訴えている。

続けて「何程御人柄軽ク候而も 上使之儀ニ候得ハ、朝鮮人見聞も有之事故、重ク御あしらい不被成候而ハ不叶義ニ候、然者、信使ニ打添 上使御あしらい迄ハ決而御凌者不罷成、御物入右之積り方莫大ニ相増、御難儀者措置、当時之御償イ極而罷成間敷候、」とある。通信使の逗留だけではなく、上使が江戸から対馬へ派遣されて

図1 「国書 御復書引かへの儀式 座位」正徳元年十一月十八日 於江戸東本願寺 (「乾」613)



くると接遇の負担が重なることになる。その更なる出費増大を懸念している様子が窺える。

二十一日夜には小田原止宿中の一行のもとに老中奉書が届いている。その別紙書付には次のように書かれている。

【史料3】

一、今度三使願之通朝鮮江申遣、国書書改对州江到来次第御引替可有之候、依之此方より改被遣候 御返翰持参之 御使当地発足之儀者、朝鮮より国書書改可差越返答之趣申来候ハ、早速以飛脚可被申聞候、右之左右有之而 御使之衆爰元発足可有之候事、

一、此方より改被遣候 御返翰 御使之衆其方江可相渡候之間、被請取之、三使江可被渡候、従朝鮮書改到来之国書是又其方従三使被請取、尤文字等相違無之哉被致内見、其上三而 御使江可被相渡候事、

右之趣、可被得其意候、以上、

傍線部からは、朝鮮から国書を書き改めるといふ返答が対馬に届き、その知らせが対馬から江戸に来てから、将軍返翰を送達する上使を派遣するという幕府の決定が読み取れる。

対馬藩江戸屋敷では、出費増大を懸念する帰路道中からの書状を受けて二十三日に、江戸家老杉村三郎左衛門が御用掛老中土屋相模守へ口上書を提出して対馬藩の意向を伝えている。それによると、朝鮮廟堂からの改書の意向を江戸へ知らせるのに「船中継船・道中早飛脚ニ而申上候而茂、日数十八、九日茂掛可申候」としている。その後「上使御発駕被成、少も所々無遅滞御下向被成候而茂、道

中十二日・船中廿日程」掛かり、「飛脚到来之日数 上使御当地御発駕御用意・大坂御船仕廻・船中御旅行之日数彼是凡五十三、四日程」にもなるとしている。さらに、この時期は「冬空御座候故、船中七、八十日御掛可被成茂難計候」として、七、八十日掛かることもあり得ると訴えている。そして老中土屋に対して次のように願ひ上げている。

【史料4】

(前略) 天和之時茂信使帰国之刻、対州府中ニ而九日程逗留ニ而御座候付、大概其積を以馳走之用意仕置申候、然処今度御書翰御引替ニ付、数十日逗留ニ罷成候而ハ、対馬守至極不勝手ニ有之、信使同道之償さへ調かね、拝借を願上候程之仕合御座候故、十日程逗留之上者相繕馳走可仕方便一円無御座候、(中略)

此上者、天和年之日数之通り対馬守方々馳走仕候日数之外ハ、宍州之格を以、公儀御賄ニ被 仰付候歟、又ハ逗留之日数大概御考被成雑用御金被成下候歟、両様之内相州様御心入を以、何レニも宜御下知被成被下候様可申上之旨申越候、(後略)

これによると、前回天和二年(一六八二)の通信使が帰路対馬府中で九日程逗留(正確には十泊)したことを引き合いに出している。表2は江戸時代に来日した全十二回の朝鮮使節の一覧である。使節が江戸、大坂、対馬府中に逗留した日数をまとめてみた。今回、正徳度の通信使は江戸に三十一泊している。これは江戸まで赴いた全十回の朝鮮使節の中で最長である。前回天和度の江戸逗留は二十泊で、今回「十日程」逗留が長くなった結果、対馬藩は更なる出費を余儀無くされた。そこで通信使の帰路、対馬の手前の平戸藩領宍岐

のように馳走費用を「公儀御賄」とするか、あるいは逗留日数分の「雑用御金」の下賜を御用掛老中土屋相模守に求めているのである。この要望が伝えられた二日後(25)に、帰路道中の対馬藩主宛に五人の老中連署で次の書付が出されている。

【史料5】※波線部は対馬藩で問題となった文言(後述)。

(前略) 従其方左右有之而 御返翰被遣候而ハ、海路往来数日相懸り可申茂難計候、信使対州逗留も日久敷帰国之期茂及遅引、其方茂諸事大儀ニ被 思召付而、御返翰早速被書改候而其方江御渡可被置候、則 御返翰持参之 御使於大坂可相達候之間、被請取之、従朝鮮之改之国書到来次第、其方并両長老披見之上、兼而申合之趣相違無之候ハ、被請取之、御返翰者三使江被相渡帰国候様ニ可被致候、朝鮮之国書当地迄被差上候様子等之儀者、追而可相達候間、可被得其意候、以上、

十一月廿五日 阿部豊後守

井上河内守

大久保加賀守

秋元但馬守

土屋相模守

宗対馬守殿

幕府は通信使の逗留長期化とそれによる対馬藩の負担を考慮して、朝鮮からの改書方針が江戸に届く前に、帰路大坂にいる対馬藩主のもとへ將軍返翰を送るという決断を下した。(26)大坂で將軍返翰を請取るようにと指示するこの書付が出された背景には、帰路道中からの意を受けて二日前の二十三日に江戸家老杉村三郎左衛門が老中土屋

表2 近世朝鮮使節一覽 三宅英利『近世日朝關係史の研究』などより作成。 ※正徳度の奉呈日、請取日は於江戸

回数	年代（西暦）	干支	將軍	使節名称	人数	對馬府中泊 往路／復路	大坂泊 往路／復路	江戸泊 （日光往復）	朝鮮国書 奉呈月日	將軍返翰 請取月日	備考
1	慶長12年（一六〇七）	丁未	秀忠	回答兼刷還使	五〇四	18泊／6泊	3泊／3泊	19泊	5・6	5・11	国交再開
2	元和3年（一六一七）	丁巳	秀忠	回答兼刷還使	四二八	22泊／9泊	2泊／4泊	—	8・26	9・5	伏見聘礼（將軍上洛中）
3	寛永元年（一六二四）	甲子	家光	回答兼刷還使	四六〇	19泊／10泊	3泊／9泊	11泊	12・19	12・22	—
4	寛永13年（一六三六）	丙子	家光	通信使	四七八	12泊／8泊	5泊／5泊	15泊（7泊）	12・13	12・27	日光参詣・將軍称号 「日本国大君」
5	寛永20年（一六四三）	癸未	家光	通信使	四七七	13泊／29泊	6泊／9泊	20泊（7泊）	7・19	8・3	日光参詣
6	明暦元年（一六五五）	乙未	家綱	通信使	四八五	35泊／21泊	6泊／9泊	21泊（8泊）	10・8	10・25	日光参詣
7	天和2年（一六八二）	壬戌	綱吉	通信使	四七三	13泊／10泊	6泊／3泊	20泊	8・27	9・6	—
8	正徳元年（一七一二）	辛卯	家宣	通信使	五〇〇	20泊／9泊	11泊／9泊	31泊	11・1※	11・11※	新井白石による改変
9	享保4年（一七一九）	己亥	吉宗	通信使	四七五	22泊／9泊	6泊／7泊	18泊	10・1	10・11	吉宗、白石の改変を復旧
10	延享5年（一七八八）	戊辰	家重	通信使	四七七	23泊／6泊	10泊／5泊	22泊	6・1	6・7	—
11	宝暦14年（一七六四）	甲申	家治	通信使	四七七	16泊／6泊	6泊／31泊	24泊	2・27	3・7	歸路大坂で崔太宗殺害 事件
12	文化8年（一八一二）	辛未	家斉	通信使	三二八	84泊	—	—	5・22	6・15	對馬聘礼

へ出した口上書の効果があるといえよう。この幕府の決定により、對馬藩の出費は大きく抑えられることになったのである。

二 歸路途上の一行と国元の対応

本章では通信使を護行して歸路對馬へ向かう藩主宗義方以下對馬藩の一行と国元對馬の対応を見ていきたい。

（一）歸路途上の対応

二十五日に出された幕府の決定を知らせる老中書付【史料5】が歸路道中の一行に届いたのは二日後の二十七日である。一行は三河吉田で請取っている。その日のうちに道中から江戸家老杉村三郎左衛門宛の書状が³⁰出されている。その書状には「上使御国元迄御下り無之段、公儀々御用捨之趣ニ相聞へ、誠以珍重之御事奉存候」とあり、上使を對馬まで派遣しないという幕府の決定に喜ぶ様子が窺

える。そして、「相模守様江別而御礼被仰進可然存、御別紙を以御礼被仰遣候」と、御用掛老中土屋相模守へお礼に伺うようにと指示している。一方、幕府の決定について次のような懸念も示している。

【史料6】

此度之御奉書ニ両長老御同前御被見被成候様ニと御書載有之候、此義ハ京・大坂迄ハ両長老被居合候、縁長老御事者先例之通大坂方御帰京被成事ニ候故、大坂方下もニ而相違候得ハ、集長老御老人御被見之事候間、相州様江被罷出候節、御用人衆迄為念被仰遣置可然存候、

二十五日に老中連署で帰路道中の対馬藩主へ出された書付の文中にある「其方并両長老被見之上」【史料5】の波線部」という文言を、道中の一行は問題視している。幕府は、「其方」（＝対馬藩主宗義方）と「両長老」（＝以酌庵輪番僧の集長老と加番の縁長老）による朝鮮国書披見を求めている。先例では、加番僧は大坂で一行と離れ帰京することになっているため、大坂以西での縁長老の披見は不可能となることを一行は懸念しているのである。そして、そのことを御用掛老中土屋相模守のもとへ念のため知らせておくようにと、江戸家老宛の書状で指示しているのである。

帰路道中の対馬藩士たちは、大坂で將軍返翰を請取れる事になった喜びの中にありながら、先例と幕府の指示の間の齟齬を気にしている。対馬藩は幕府の指示に忠実に従おうとするだけでなく、先例をも重視していたのであった。

(二) 国元の対応

本節では国元対馬の対応を検討する。江戸で国書をめぐる紛争が発生して日朝間で両国の国書を差し戻し、通信使が將軍返翰を持たずに帰路についたことを国元が知るの、一行が江戸を発って四日目の十一月二十二日に三島から発送された書状が届いた十二月十二日のことである。国元では、この知らせを受けて釜山の倭館へ内野九郎左衛門を使者として派遣することを即日決めていた。

国元年寄中から内野九郎左衛門へその日に出された書付には、倭館へ渡る内野への指示だけではなく、国元年寄中の思惑が窺える部分がある。「此度之御返翰其儘被請候様ニ返答有之候得ハ、一段之御儀候、」とあることから、国元では両国国書を再交換せずに済むことを望んでいる。しかし改書した国書を再交換するという返答が朝鮮側から来た場合には、「其趣 公儀江被遂御案内、御返翰御書改被成、御使を以対州迄被差下、対州ニおゐて御引替被成筈ニ候、」と、江戸から上使が遣わされ対馬での国書再交換という事態を覚悟してもいる。そして、「其首尾ニ罷成候而者、三使対州へ之逗留數十日ニ罷成御迷惑ニ可有之候、其上江戸表方之御使弥御下向有之候而ハ、御物入茂大分相増申事候」と、三使の対馬逗留長期化に加えて上使応接での出費増大を懸念している。

前章で見たように、改書された返翰は大坂で藩主宗義方が受領することになり、国元への上使派遣は回避された。しかし、その知らせは国元にはまだ届いていない。そのため国元年寄中は、釜山へ渡海する内野宛の書付に杞憂を縷々書き連ねているのである。

一方、書付の末尾からは、対馬藩が日朝間の「緩衝装置」として

の役割を果たそうという姿勢も窺える。

【史料7】（前略）

一、御書翰書改之儀、御返答延々ニ候而ハ、公儀茂御待遠ニ被
思召、畢竟御用向を朝鮮国ニ而被輕候様ニ相聞ヘ可申候、左
候而ハ朝鮮国之御為にも不罷成事候間、成否之義少茂遅々無
之急速ニ都表方申来候様ニ訓別ヘ被申聞、東萊府使方右之趣
啓聞有之候様ニ呉々可被申含候事、

以上

十二月十二日

年寄中

内野九郎左衛門殿

朝鮮廟堂の返答が遅くなると、この一件を朝鮮では軽視している
と江戸幕府に受け取られることを国元では懸念している。それでは
朝鮮側の不利益になるとして、倭館を監督する東萊府使から廟堂に
速やかな返答を求めるとして、訓別（訓導・別差、ともに朝鮮訳
官）へ伝えることを内野に指示しているのである。

書中の「少茂遅々無之東萊方都表ヘ注進被仕」「返答急速ニ申来
候様両訳共江能々可被申聞候」という文言、倭館での扱待を「間延
ニ罷成」として不要とする点などからも、国元が迅速な取計らいを
求めていることが分かる。釜山に渡った内野は、改書された朝鮮国
書を持つ訳官下判事らと共に、年明け一月二十四日に帰府している。

(三) 帰路船中と国元の交渉

通信使を護行して帰路対馬へ向かっている藩主一行と国元対馬の
間では、この後頻繁に書状が取り交わされている。本節では、その

遣り取りを通して、対馬藩から三使への要請の過程を検討する。

まず、渡海した内野と倭館館守樋口内記から出された書状が国元
に届いた翌日、正徳二年（一七一一）正月六日に国元から帰路船中
の一行宛の書状が出されている。倭館からの報告は国元対馬を経由
して帰路船中の一行に伝えられるのである。この時、通信使を護行
する対馬藩一行は長州藩領まで到達している。

倭館の様子を伝える国元からの書状によると、「東萊被申候ハ、
三使方方ハ極而書改無之候而ハ難計由申来候得共、只今之通ニ而ハ
別而朝鮮国之恥辱ニ可罷成儀者曾而不被存候、前以相認り居候御書
翰・御返翰ニ而相済可申事ニ存候、」とある。朝鮮側の外交窓口と
して対馬藩と交渉する東萊府では三使とは考えが異なり、將軍返翰
を改書しなくても朝鮮の恥辱にはならず、両国共に改書せずに済む
のではないかと考えていたようである。

このように倭館から伝えられたのだが、国元では「此度之国書兎
角不被書改候而者難成訳ニ御座候付、書改之儀追々以飛船内記・九
郎左衛門方ヘ申遣候、」と帰路船中へ報告している。そして「国書
之儀、彼国ニ而者弥重々被申事」であるから、廟堂から改書されて
来る朝鮮国書を「九郎左衛門ヘ被相渡候儀承引無之、弥判事渡海可
有之候哉、」と考えている。その場合、「仮令小勢ニ而渡海候而茂、
此節御物入茂相増、其上判事渡海仕候而者、段々延引いたし候」と
考える国元では、「右之通都表ニ而茂訳官を以可差渡与相談相敷候
ハ、館守方口上計ニ而幾度申遣候而茂、東萊承引有之間敷候、」
という状態を打破するために、帰路船中の一行へ次のように提案し
ている。

【史料8】(前略)

相改候国書之儀、対州方之使者へ被相渡、一刻茂早々引替帰国被致度旨、三使方々朝鮮へ書翰を以被申越候様ニ被成、如何可有御座候哉、(中略)兎国国書ニ相附候人之儀ニ候間、御国方ハ如何程被仰達候而も、彼国承引有之間敷存候間、三使衆へ被仰談、彼方方以書翰被申越候様ニ可被成候哉、(後略)

国元では、朝鮮訳官らが来島しないで朝鮮国書を「対州方之使者」(内野九郎左衛門力)が倭館で受領できるように、三使から書翰を出して朝鮮廟堂へ申し入れてもらうように提案している。しかし、この提案は実現しなかった。それは、五日後の正月十一日付の同じく国元差出帰路船中宛書状⁽³⁴⁾を見ると分かる。この書状では、八日に朝鮮廟堂から改書された国書が東萊府まで届いた事が報告されている。廟堂での改書が早々と済んだことを国元では「珍重之御事」としている。しかし、国書を持参する使者として訳官下判事が渡海して来る事を倭館で説得して差止めようとしたが、「都表方之指図」により、近日中に来島することになったと報告している。つまり、対馬藩側が倭館で朝鮮国書を受領することは不可能となっている。

そして、下判事は対馬府中到着後、西山寺⁽³⁵⁾に入り朝鮮国書を対馬藩側に渡し、家老の杉村采女と原宅右衛門が海路帰国途上の通信使一行の船まで届けるといのが、国元の方針である。しかし、倭館からの書付や訳官が差し出した証文を見ると、朝鮮側は下判事に三使の船中まで朝鮮国書を届けさせることを希望しているようである。下判事が直接、帰路船中の三使に朝鮮国書を届ける場合は、対馬藩

が糸船(対馬藩の貿易船)を用意する必要がある、さらに三使の元へ向かう下判事の乗る船に対して漕船を出すように、帰路船中から各馳走所へ触れを出す必要があると国元は言う⁽³⁶⁾。

これを受けて、帰路船中の一行から国元への返書が正月十六日に出されている。それによると「間茂なく御入船之御事ニ候故、下判事途中迄不及持参候」とあり、朝鮮国書を船中まで下判事が持参する必要はないとする。「公儀江御何茂無之」という理由の他、国書交換の場所になる馳走所にとって「御迷惑被成ル事ニ候」という理由も挙げられているが、「畢竟、途中ニ而之御引替者国体茂軽々敷相聞、旁不宜存候」というのが船中一行の結論のようである。そして、この返書の最後には次のように書かれている。

【史料9】(前略)

三使江御書翰書改致下釜候段申達候得者殊外之満足にて御座候、下判事儀御国ニ而待請候様ニ被申越可然旨申達候得者、則今度

伝令一封被相渡候付差越候間、下判事へ可被相渡候、恐惶謹言、

正月十六日

杉村頼母

大浦忠左衛門

平田直右衛門

平田隼人

杉村采女殿

樋口佐左衛門殿

改書された朝鮮国書が金山まで届いていることを聞いた三使は「殊外之満足」の様子だという。対馬で一行の帰着を待つようにと下判事へ伝えるべきだという対馬藩側の申し入れを受けて、三使は

下判事への「伝令一封」⁽³⁷⁾を出して対馬藩側に託している。その伝令を対馬で下判事に渡すようにというのが船中からの指示である。

国元では正月二十七日付の帰路船中宛書状⁽³⁸⁾で、朝鮮国書を持参してきた訳官下判事が対馬に到着したことを報告している。それによると、帰路船中から届いた伝令は、下判事と共に倭館から帰国した内野「九郎左衛門を以、下判事へ相渡」している。伝令を受領した下判事の返答は、「朝鮮国ニ而ハ三使之居候所迄持参仕候様ニ申付られ候得共、此度伝令を以御当地ニ相扣候様ニ申来候間、弥三使対府参着迄爰元へ相扣居可申由申候、」と船中の一行へ報告されている。

つまり下判事は、対馬へ向かっている三使の元まで朝鮮国書を届けるようにと朝鮮廟堂から指示されていたが、船中の正使趙泰億から対馬で待つようにという伝令が来たので、三使の到着を待つことにしたと答えているのである。下判事が三使の元まで来ずに対馬で三使の到着を待つことになったのは、対馬藩の要請を受けて正使趙泰億が帰路船中から出した伝令の効果であるといえよう。

三 対馬における「国書引替一件」

本章では通信使一行の帰路、対馬到着後における対馬藩の外交儀礼への姿勢を考察する。まず通信使との交渉から検討する。次いで以酹庵との交渉を検討することとする。

(一) 通信使と対馬藩の交渉

通信使と対馬藩主、以酹庵集長老らの一行は正徳二年（一七一

二）二月九日、老岐風元を出船し同日夜、戌上刻対馬府中に着船した。前年十一月十九日の江戸出立から七十九日目の対馬帰着である。三使は直に西山寺に立寄り朝鮮国書を持ってきた下判事と面談し、朝鮮国書への肅拜を済ませ請取っている。対馬藩主宗義方が下船したのは三使が朝鮮国書を請取って西山寺を出た後、亥中刻である。將軍返翰は藩主邸に入れられ、長持のまま書院床の内に据え置かれた。

この二月九日付の書状が、御用掛老中土屋相模守・大坂城代土岐伊予守・対馬藩江戸屋敷の杉村三郎左衛門・大坂蔵屋敷の畑嶋伊左衛門宛てにそれぞれ発送されている。内容は通信使・藩主らの一行が対馬に帰着したことを知らせるものである。江戸屋敷の杉村三郎左衛門宛ての書状には、「書改到来之段、先相州様迄被仰上可然存」⁽³⁹⁾とあり、朝鮮国書到来について先ず来聘御用掛老中の土屋相模守へ報告するべきと対馬藩では考えていることが分かる。

翌十日に三使から「国書之儀一日茂早御請取被下候得かし、永々逗留仕難儀奉存候」という口上が藩主邸に届いた。さらに上々官三人が藩主邸に参上して「帰国及延引候而ハ猶又不首尾御座候間、被召寄候儀者必御用捨被下候得かし、一刻茂早々御書翰取替乗船仕度候、」と申し入れて来た。藩主邸での饗宴を辞退して、一刻も早く国書を交換して帰国したいという朝鮮側に対して、対馬藩では、藩主邸での饗宴という「先規を御欠き可被成と有之段、難心得儀ニ候、（中略）御書翰御取替之儀ハ明後十二日ニ可被極候、」と返答している。対馬藩は、先例の無い「国書引替一件」に際して、幕府と朝鮮側双方に働きかけて出費を抑えようとしてきたが、恒例

の饗宴については予定通り挙行する方針であった。

十一日にも上々官が訪れ、前日同様に饗宴辞退と早々に国書交換を済ませたい旨を申し入れている。それに対して藩庁では家老杉村頼母を使者として同日、三使の元へ遣わしている。その時の三使と杉村の発言の詳細は、集長老に国書交換への同席を要請するためにこの日の夜に以酚庵へ、遣わされた仁位孫右衛門が持参した対馬藩主（忠）口上から知られる。

それによると、家老杉村頼母は三使へ「明十二日朝鮮之國書相請取可申候間、此方へ可被致持参候、尤明日致饗応を茂、明後十三日ニ御返翰彼方ニ而相渡可申旨」を伝えていた。つまり、明十二日に藩主邸で朝鮮國書の請取と饗応をして、明後十三日に將軍返翰を三使の客館で渡すと申し入れている。それに対して三使は「明日朝鮮之國書御渡申入即日御返翰不相請取候而者、一夜之乍儀我々安堵を茂不仕、其上國書取替不相濟候而御饗応請候段朝廷方へ相聞へ候而者、我々首尾茂殊外不宣事ニ候故、明日中ニ國書取替相濟度之由」を主張している。明日朝鮮國書を渡して即日返翰を請取れないのでは、三使は一夜でも安堵できない。さらに國書取替が済む前に饗応を受けたことが朝鮮廟堂に知られては、とりわけ都合が悪いので、明日中に國書取替を済ませたいとの事である。対馬藩と三使の間で日程を巡って対立している様子が窺える。

三使の返答を聞いた杉村は「即日ニ國書取替相濟候而者軽々數相聞候付、御返翰之儀ハ弥明後十三日相渡可申旨」を三使に伝えている。國書取替を即日済ますのは軽々しく聞こえるという理由で、返翰は明後十三日に渡すと再び申し入れるのである。この発言からは、

國書奉呈と返翰請取を一日で済ますのは先例が無いことから、対馬藩が外聞を気にしているように思われる。表2の近世朝鮮使節一覽には各回の國書奉呈日と返翰請取日も書き入れてみた。三使の朝鮮國書奉呈から將軍返翰受領までの日数は、寛永元年（一六二四）の三日が最短であり、大体十日前後の間を置くのが通例である。

しかしながら、三使が「是非明日中ニ國書取替不相濟候而者不叶由」を重ねて申し入れたので、「不得止事候而、三使衆望之通國書明日取替相濟候筈ニ申合候」と対馬藩側が譲歩して、明十二日に一日で兩國の國書交換を済ますことになった。

この経緯が以酚庵集長老に伝えられて、口上の最後で次のように明日の國書交換及び明後日の饗応への同席を集長老に要請している。

【史料10】

口上

（前略）依之、公儀之兼而被、仰出置候通、國書致披見相請取可申候間、弥明日御出可被下候、尤彼方へ茂御同道可申候、饗応之義ハ明後十三日ニ相極候、弥其節御出可被下候、明四ツ時過ニ三使衆此方へ被参筈ニ御座候間、明四ツ時分御左右可申入候、其節御出可被下候、此段早々御案内可申入之処、右之趣色々申談居候付、今晚夜ニ入明日國書取替相濟候様ニ相極候故、御案内及延引候、右申入候通拙者ニも不快ニ有之而、未耽と快無御座候得共、國書取替之儀今日ニ茂相濟度之由、三使衆度々被申聞不得止事訖ニ而、明日押而相務申筈ニ候間、弥其元ニ茂明日御出可被下候旨申違候、

(二) 以酌庵と対馬藩の交渉

このように、対馬藩では国書取替が明十二日に決定したことを伝えて、明四ツ時の藩主邸への出頭を集長老に要請している。これに對して集長老は、「船中々少々不快ニ罷在候処、夜前々風氣ニ有之、熱茂強候付而薬致服用平臥之体ニ罷在候間、明日之儀御断申上候、乍然重キ御用之儀ニ御座候間、今晚中致保養、明朝ニ至熱茂醒少々快罷成候ハ、参上可仕」と返答している。藩主宗義方と同様に集長老も帰路船中で体調を崩したようだが、さらにこの夜前から風邪気味で熱もあり、明朝までに快復しなければ明日の国書交換に同席することは出来ないという。

翌朝、集長老は使僧を遣わして「風氣ニ而熱御座候付、参上仕体無御座候」と欠席の連絡をしている。結果的に、集長老は同席せずに三使と藩主の間で国書交換を済ますことになった。十二日午前に三使が藩主邸で国書を奉呈し、同日午後に対馬藩主が三使の客館を訪れて將軍返翰を渡して、日朝兩國の国書交換は終わった。藩主邸での饗宴は翌十三日に挙行されている。

その後、大坂まで朝鮮国書を運ぶ家老杉村采女らが国書奉⁽⁴⁶⁾安船に乗り込む十八日まで、ほぼ連日対馬藩士が以酌庵を訪れて集長老に国書披見を要請している。しかし集長老は国書披見を断り続けた。国書交換の二日後、十四日に以酌庵を訪問した吉川六郎左衛門は次の対馬藩主口上を持参している。

【史料11】

口上之覚

三使明後十六日可致出船段達而被申聞候故、副書之儀申進候得

共、御病中故御認難被成被思召候由承届候、乍然副書無之三使被致出帆候而者、先例茂違国体如何敷存候付、貴僧御病中故副書出来不仕段申遣、先三使十六日之出船相延、十八日出船被致候様ニ可申遣与存候、何とそ其内御氣分御繕被成、副書御認被下候様ニと存候、出船之義十八日ニ被致候様ニと申遣候上、万一、十七日迄茂副書出来不仕出船相延候様ニ罷成候而ハ、必定及違却可申と存候付、右之段為念御届申入置候、御病中折々申入候儀如何敷存候得共、何とそ明日明後日之内ニ御氣分御繕被成、御認被成候様ニと存候、以上、

二月十四日

宗対馬守

以酌庵

対馬藩主宗義方は朝鮮国書の披見だけではなく、三使が対馬を発つ時に渡す副書を明日、明後日のうちに認めるように集長老に要請している。この口上を持参した吉川六郎左衛門への集長老の返答は「公命を背候上ハ、右之來翰披見可仕様決而無之事情、我々纈成禄を得罷在候而茂、御目付心ニ而御座候、此義ニ付而者太守何分ニ被仰聞候共御請申間敷由被仰聞候」と記録されている。

国書引替に同席するという公命に背いた以上は、朝鮮国書を披見することはできないと、集長老は対馬藩側に伝えている。この中に、「我々纈成禄を得罷在候而茂、御目付心ニ而御座候」とあるが、以酌庵輪番僧の収入は幕府からの碩学料、以酌庵送使船による貿易収入のほか、対馬藩から毎年現米百石の支給があった。対馬藩の禄も食みながら、御目付心を持って対馬藩を監察していた以酌庵輪番僧が、なぜ朝鮮国書の披見を拒み続けたのかは不明である。それは

対馬藩も同じようで、大坂まで護送する朝鮮国書を国書奉安船に乗せる前日の十七日に再び以酹庵を訪れた吉川六郎左衛門の口上には「仮令 対馬守并家老共取紛庵未成義有之、少々御心ニ叶不申義有之候共、来翰ニ文字之誤り有之候而ハ日本永々之御恥辱ニ而御座候⁽⁵⁰⁾」とある。対馬藩側は何らかの「取紛庵未成義」があり、それが集長老の宿意の原因であると対馬藩では考えているようである。

集長老は国書交換の前夜、翌日の藩主邸への出頭を要請する仁位孫右衛門に対して、「一日被差延被下候」と一日延期を求めたと、この十七日に吉川に答えている。しかし、国書交換当日に藩庁に参上した使僧は「其節之使僧ニハ拙者参り申候、日限御延被下候様ニとの御口上ハ無御座候」と言い、延期の要請はしていないという。

集長老の一日延期という意向が、当日の朝、藩庁へ伝える以酹庵の使僧には伝わっていなかったということであろう。翌十八日には、朝鮮国書を大坂まで護送する家老杉村采女らの国書奉安船への乗船を知らせる吉川に対して、集長老は「江戸表へ御案内之儀、如何様ニ成共御勝手次第第二被仰上候⁽⁵²⁾」と答えている。

帰着後の以酹庵と対馬藩の遣り取りの経緯は、対馬藩主から老中五名宛てに出された二月十八日付書状の別紙書付では次のように報告されている。

【史料12】

覚

一、朝鮮之国書改到来仕候ハ、私并集長老披見之上、三使約定之趣相違無之候ハ、御返翰三使江相渡帰国候様仕、御返翰

与国書引替候節之様子者私了簡を以宜様可仕之旨、兼而以御書付被 仰付候故、集長老出会候様ニ申達候処、病氣ニ有之可罷出体無之由申聞候付、去十二日於私宅三使致対談国書披見仕候処、三使約定之通相違之儀無御座候故請取之、御返翰之儀者客館江私持参仕三使江相渡申候、如御差凶集長老ニ茂致披見候上引替可申儀ニ候得共、集長老快氣之程難計三使帰国殊外差急キ申候故、不得止事私一人ニ而引替申候、(中略)

以上

二月十八日

土屋相模守様(以下四人略)

宗対馬守

対馬における国書交換での以酹庵集長老の欠席を、そのまま幕府へ報告した対馬藩主宗義方は、同日付で江戸家老杉村三郎左衛門宛の書状も認めている。その中には、「三使断ニ被任候而者、御物入を御厭被成候様ニ相聞候、其上古例欠候段如何敷事ニ御座候故、色々与被仰遣漸御聞届候⁽⁵⁴⁾」とある。三使の中止要請を容れずに藩主邸での饗宴を挙行した理由として、中止すれば対馬藩が恒例の行事への出費をも厭うように幕府に聞こえてしまい、さらに先例遵守という対馬藩の外交方針もあったことが書かれている。

(三) 国書奉安船と対馬藩

最後に、国書奉安船の経路及び江戸への朝鮮国書送達を確認する。国書奉安船は対馬出帆後、通信使と同様の経路を辿り、宍岐風元から撰津兵庫の各地に寄港しながら大坂へ向かった。寄港地と挨拶に来た人物及び持参品をまとめたものが表3である。宍岐瀬戸浦出帆

表 3 正徳 2 年「国書奉安船」への挨拶・持参品「正徳元辛卯年信使記録 国書引替之事 坤 二十一」より作成。

月日	場所	挨拶に来た人	持参品(網掛けのみ受領)
2月26日	沓岐風元	風元押役在原基平・対馬藩御茶屋番田中村右衛門	無
2月27日		庄屋篠崎庄右衛門	肴2種・野菜7種
2月30日		庄屋高田稲右衛門	無
3月2日	沓岐瀬戸浦	(浦奉行高田次郎左衛門方へ薪調達依頼)	無
3月3日	肥前呼子浦	庄屋弥左衛門	無
		(呼子浦押役清水忠兵衛へ漕船・宿用意依頼)	無
3月5日	筑前藍島	藍島押役神代与三兵衛	水柳1斗入・粕漬1桶・鮑1桶
		漕船下知役福竹新兵衛(芦屋浦まで同行)	無
3月11日	長門赤間関	松平民部大輔内吉井平右衛門	縮面2端・干鯛1箱(杉村采女へ) 金子500疋(原宅右衛門へ)
		毛利又四郎内相田弥五郎	紗綾2端・干鯛1箱(杉村采女へ) 半紙30束1箱(原宅右衛門へ)
		赤間関在番荻野格右衛門	無
3月12日	周防田ノ浦	毛利又四郎内伊藤奎之允	無(見廻り)
3月14日	周防上関通船時	松平民部大輔内上関在番村上新右衛門	肴2種・野菜3種(杉村采女へ) 肴1折・野菜2種(原宅右衛門へ)
		庄屋喜左衛門	無
3月15日	周防家室	家室在番岩野格右衛門	肴2種・野菜2種(杉村采女へ) 肴1種・野菜1種(原宅右衛門へ)
	伊予津和	庄屋富永助右衛門	無
	安芸蒲葎通船時	浅野安芸守吉長内井上太郎右衛門	鯉節1箱・三原酒1樽1斗入・野菜1折(杉村采女へ) 鯉節1箱・三原酒1樽1斗入(原宅右衛門へ)
		蒲葎在番木村左助	三原酒1樽(杉村采女へ) 三原酒1樽(原宅右衛門へ)
		蒲葎宿亭主加賀屋善右衛門	野菜2種(杉村采女へ) 野菜2種(原宅右衛門へ)
3月16日	鞆通船時	阿部備中守内野茂田源太兵衛	鯛1折・野菜3種(杉村采女へ) 鯛1折・野菜3種(原宅右衛門へ)
		阿部備中守内下宮文治	無
	備前下津井	下津井定宿亭主那須野孫右衛門	肴1折(杉村采女へ) 肴1折(原宅右衛門へ)
		池田伊予守内下津井在番吉田又六	肴1折(杉村采女へ) 肴1折(原宅右衛門へ)
		池田伊予守内水野小右衛門	無(牛窓まで同行)
3月17日	丈島	牛窓定宿亭主那須助三郎	肴1折・野菜2種・水樽1(杉村采女へ) 肴1折・野菜1籠・水樽1(杉村采女へ) 肴1折・野菜1籠・水樽1(原宅右衛門へ)
3月18日	備前牛窓	池田伊予守内渡部助左衛門・牛窓在番下野七助	無(雨天見廻り)
		池田伊予守内渡部助左衛門・牛窓在番下野七助	無(見廻り)
		牛窓定宿亭主那須助三郎	無(見廻り)
3月19日		牛窓定宿亭主那須助三郎	花1折
		池田伊予守内渡部助左衛門・牛窓在番下野七助	無(見廻り・上陸休息勧誘)
		池田伊予守内渡部助左衛門・牛窓在番下野七助	無(暇乞い)
		池田伊予守内漕船下知役塩田甚大夫・東原半左衛門	無(室津まで同行)
3月20日	播磨室津	室津定宿亭主吉田彦大夫	無(上陸勧誘)
		榊原式部大輔内設楽孫左衛門	鮑1折・野菜1折・水柳2(杉村采女へ) 鯛1折・水柳1(原宅右衛門へ)
		榊原式部大輔内奏者番山川十郎左衛門・大目付 太田格右衛門・船奉行原田清右衛門	無
		室津采女宿亭主日野屋左大夫・宅右衛門宿亭主 吉田屋弥五右衛門	無(上陸勧誘)
		室津定宿亭主彦大夫方某	酒・野菜・肴
3月21日	備後高崎通船時	代官石原新十郎手代田中勘助	水船1艘
		榊原式部大輔内漕船下知役室忠太夫・山崎四郎右衛門	無(室津から同行漕船引取) 対馬藩大坂屋敷留守居畑嶋伊左衛門からの書状箱
	撰津兵庫	兵庫定宿亭主細屋新九郎	無(夜に再度) 鮑1折・水樽1(原宅右衛門へ)
		兵庫在番一宮弥五右衛門・船奉行駒伊左衛門	鮑1折・水樽2(杉村采女へ)
		松平遠江守内野上角太夫	無(大坂川口まで見送り)
		松平遠江守内漕船支配役米倉兵右衛門	無
		兵庫名主六右衛門・弥兵衛・粧右衛門	無

後、三月三日に、肥前唐津藩領呼子浦に着船しているのは、風向きが悪く筑前藍島に直行できなかったからであるが、それ以外は順調な航海であった。各地で次の寄港地まで同行する船が出されるのも、通信使の場合と同様である。

寄港先または通船中の各地で、国書奉安船に対して藩役人や庄屋が挨拶に訪れている。縮緬、紗綾から酒、肴、野菜に至るまで色々と届けられているが、杉村采女・原宅右衛門らの一行は原則として音物を受用しないように命じられているため返上している。筑前藍島で受用している理由を、対馬藩では「何方之御音物茂受用不仕様ニ申付置候得共、肥前守様御事ハ対馬守ハ御懇意ニ被仰聞、常々御贈答仕来り御家老中ニ至而も御心安申通候ニ付」と記している。福岡藩主黒田肥前守宣政は対馬藩主宗義方と懇意で、常々贈答していることから例外的に受用しているようである。三月十九日に備前牛窓で受用している理由は不明だが、音物は「花一折」だけであった。音物のほかには、大坂に到着する前日の三月二十一日に、撰津兵庫で対馬藩大坂屋敷からの書状箱を受け取っている。

大坂到着の翌日、三月二十三日に杉村采女が大坂城代土岐伊予守の下屋敷を訪れ、城代土岐に朝鮮国書を託して、「国書引替一件」における対馬藩の任務は終了した。朝鮮国書は即日、大坂城代から国書宰領大御番衆へ託され江戸へ向かった。四月二日に江戸に到着した朝鮮国書は御用掛老中土屋相模守へ差出され、即日、將軍家宣が上覧している。

原宅右衛門は大坂城代への朝鮮国書奉呈の翌日には、次期以酩庵輪番僧の中長老を迎えに京へ向かった。杉村采女は大坂城代家老か

ら朝鮮国書の江戸到着を知らされ（四月十六日）、大坂に帰着した国書宰領大御番衆から老中奉書を請取った（同二十一日）後、五月六日まで大坂に滞在している。これは、大坂で宗義方が上使から將軍返翰と共に受領した老中連署奉書別紙書付にある「国書持来候其方家来共ハ、伊予守江相渡候以後、其方大坂之屋敷ニ少々相残り、国書当地江到着之様子承届候而、帰国候様ニ可被申付候事」という指示を順守したものと見えよう。

おわりに

本稿では、対馬藩が「国書引替一件」として記録している正徳度通信使の帰路における対馬藩の行動や思惑を、一件の経過を追いつながら考察してきた。全体の論旨は次の三点にまとめられる。

一点目は、対馬藩が江戸幕府の方針に異を唱え、外交儀礼を変更させたことを指摘した。日朝両国の国書を一旦差し戻して、再交換することが決定した時点では、上使が將軍返翰を持って対馬まで下り、上使の立会いの下で国書引替を挙行するというのが、幕府の方針であった。外交権を掌握する將軍権力の代行者である上使が、朝鮮国王から遣わされてきた三使との国書交換に臨席することは、外交儀礼上当然のことと幕府は考えていた。実際に、江戸で国書を一旦差し戻す際にも、上使として高家織田能登守信門が三使の客館東本願寺に遣わされている。また、百年後の文化八年（一八一）の易地聘礼の時も、上使として豊前小倉藩主小笠原大膳大夫忠固が対馬に遣わされている⁽⁵⁸⁾。対馬藩は、上使が対馬へ来ることによる負担増大を避けるために幕府に働きかけ、帰路途中大坂で上使から將軍

返翰を預かることに成功した。その結果、対馬藩主と三使の間で国書交換が行なわれた。国書交換に將軍、またはその名代である上使が立会わなかったことは日朝外交史上異例であり、正徳度通信使を論じる際に注目すべき点であるといえよう。

二点目は、対馬藩が朝鮮側に働きかけて朝鮮廟堂の方針通りではなく、より円滑な国書引替を図ったことが挙げられる。対馬藩は、改書されて来る朝鮮国書を釜山倭館で受領することすら望んだが果たせなかった。しかし、朝鮮訳官が三使の船中まで国書を持参することを阻止することはできた。これは対馬藩が船中の三使に申し入れた結果、正使が認めた伝令の効果といえることができる。

三点目は、対馬藩が先例や幕府の指示を重視して、細かな点まで気を配っていたことを指摘できる。国書再交換を指示する幕府老中からの書付にあった「両長老披見」という文言に注目した対馬藩が、加番僧は大坂で一行と離れるという先例があるため大坂以西では不可能となることを危惧していた様子から、まずそれが窺える。また、通信使一行の対馬到着後、一刻も早く国書交換を済ませ帰路につきたい三使は、藩主邸での饗宴辞退を申し入れてきたが、対馬藩は恒例の行事であるとして三使の申入れを容れなかった。対馬藩も三使の逗留長期化は回避したかったのであるが、先例を踏襲する姿勢は崩さなかった。この件では、幕府への外聞も考慮していたといえる。対馬での国書引替については、対馬藩の了簡で挙行するように幕府から任されていたが、対馬藩は先例を参考にして朝鮮国書と將軍返翰の授受を別の日に行う方針だった。これは、一日で国書引替を済ませたいという三使の要求を容れて同日に行われることになった

が、対馬藩には幕府の規式を参考にしていた姿勢が十分に見られる。病気により国書引替に同席できなかった以訶庵集長老に朝鮮国書披見を連日要請したのも、幕府の設定した以訶庵輪番制を対馬藩が重視していた表れといえよう。

対馬藩は幕府の指示や先規のある事案については、それを重視して日朝外交の実務を担っていた。しかし、先例の無い事態に際して一任された場合⁵⁹には、負担増大を避けるために幕府へも朝鮮側へも積極的に働きかけていた。正徳度「国書引替一件」からは、このような強かな対馬藩の姿勢を見ることができるとして江戸幕府は、対馬藩の自律性及び対馬藩と以訶庵輪番僧の關係に影響されながら、対朝鮮外交権を行使していたのである。

註

(1) 尾直弘「鎖国制の成立」(『講座日本史』四、東京大学出版会、一九七〇年)、山口啓二「日本の鎖国」(『岩波講座世界歴史』十六、岩波書店、一九七〇年)。それ以前は岩生成一氏の研究に代表されるように、東アジア世界は等閑視され、寛永期以降の日本は「國際的孤立状態」(岩生成一「鎖国」『岩波講座日本歴史』一〇、岩波書店、一九六三年)として描かれてきた。

(2) 荒野泰典「幕藩制国家と外交―対馬藩を素材として―」(『歴史学研究所』別冊特集、一九七八年)。豊臣政権下の朝鮮出兵時に軍資金を受けたのを最後に、江戸開幕から十七世紀を通じて統一政権の援助を受けてこなかった対馬藩が、十八世紀に入ると貿易振興のため、あるいは外交業務に対する扶助として、幕末に至るまで繰り返し江戸幕府から援助を引き出していた実態が明らかになった。

- (3) 荒野泰典「大君外交体制の確立」(『講座日本近世史』2、有斐閣、一九八一年)、後に同「近世日本と東アジア」(東京大学出版会、一九八八年)に所収。
- (4) 田代和生「改訂『対馬宗家文書』について」(『マイクロフィルム版対馬宗家文書 第Ⅱ期 江戸藩邸毎日記 別冊中』ゆまに書房、二〇〇二年)。
- (5) 寛永十二年(一六三五)十一月から慶応三年(一八六七)正月まで二三年間続いた。この「以町庵輪番制」についての先行研究には、田中健夫「対馬以町庵の研究―近世対朝鮮外交機関の一考察―」(『東洋大学大学院紀要』第二十四集、一九八七年)、同「朝鮮修文職と通信使館伴」(『韓』一一〇号、一九八八年)がある。
- (6) 正徳期の江戸幕府・対馬藩関係についての先行研究には、泉澄一「対馬藩藩備雨森芳洲の基礎的研究」(関西大学出版部、一九九七年)がある。その後の幕府・対馬藩関係については、吉宗政権期について山本博文「対馬藩江戸家老」(講談社、一九九五年)、宝暦期から安永期にかけての対馬藩の幕府との交渉過程を扱った鶴田啓「一八世紀後半の幕府・対馬藩関係―近世日朝関係への一視覚―」(『朝鮮史研究会論文集』第二十三集、一九八六年)、寛政改革期の幕府の朝鮮政策とそれへの対馬藩の対応を論じた同「寛政改革期の幕府・対馬藩関係」(田中健夫編『日本前近代の国交と対外関係』吉川弘文館、一九八七年)がある。
- (7) 朝鮮通信使の正使・副使・従事官各一名。正徳度は正使趙泰徳・副使任守幹・従事官李邦彦。
- (8) 『新訂寛政重修諸家譜』第八(統群書類従完成会、一九六五年)二六四頁。正徳元年(一七一)当時二十八歳。
- (9) 將軍返翰の「懌」は「戢」に、朝鮮国書の「光」は「克」に、それぞれ改められた。
- (10) 三宅英利「朝鮮官人の白石像」(宮崎道生編『新井白石の現代的考察』吉川弘文館、一九八五年)、後に三宅「近世日朝関係史の研究」(文献出版、一九八六年)に所収。
- (11) 仲尾宏「辛卯正徳度通信使とその時代」(辛基秀・仲尾宏編『大系朝鮮通信使』第四巻、明石書店、一九九三年)、後に仲尾「朝鮮通信使と徳川幕府」(明石書店、一九九七年)に所収。
- (12) 三宅英利「近世日朝関係史の研究」(文献出版、一九八六年)は「犯諱の抗争」発生後の朝鮮廟堂の評議を詳述するのに対して、対馬藩内の動向の記述は少ない。泉澄一「対馬藩藩備雨森芳洲の基礎的研究」(関西大学出版部、一九九七年)は国書の犯諱と外面封式についての江戸での芳洲と白石の議論を詳述するが、その後の帰路道中の動向には触れていない。
- (13) 幕命により編纂された近世対外関係史料集『通航一覽』には、全三五〇巻のうち「朝鮮国部」に一一三巻を割いている。そのうち「信使参向道中」が一六巻あるのに対して「信使帰国道中」は六巻に過ぎない。その六巻の中で大部分(「巻之百十三」から「巻之百十七」)途中まで)を占めるのが正徳度の記事である。
- (14) 前者は一九二丁、後者は二七九丁の冊子。共に慶応義塾図書館所蔵。
- (15) 「正徳信使記録」(マイクロフィルム版『対馬宗家文書 第Ⅰ期 朝鮮通信使記録』ゆまに書房、一九九八年)リール番号6に所収。
- (16) 「新訂寛政重修諸家譜」第二(統群書類従完成会、一九六四年)一八九頁。正徳元年(一七一)当時七十一歳。
- (17) 「通航一覽」朝鮮国部十一、○来聘御用掛(附御書付類)、御褒美等、正徳度。
- (18) 「常憲院殿御実紀」巻五十一、宝永二年四月二十八日条(新訂増補国史大系『徳川実紀』第六篇、吉川弘文館、一九六五年)。
- (19) 「文昭院殿御実紀」巻四、宝永六年十一月二十五日条(新訂増補国史大系『徳川実紀』第七篇、吉川弘文館、一九六五年)。
- (20) 「正徳元辛卯年信使来聘記録」国書引替の一件附杉村采女覚書共二乾 廿「前掲註14のマイクロフィルム、リール番号6、580(以下「乾」と略しコマ番号のみ記す)。

- (20) 九州国立博物館所蔵『対馬宗家文書』整理番号 009041201 九州国立博物館所蔵『対馬宗家文書』は「対馬宗家文書データベース」で検索・閲覧可能。 <http://www.kyuhaku-dp.jp/souke/>
- (21) 「乾」606〜607。
- (22) 以酛庵三十七世、雲壑永集。建仁寺永源庵より赴任、後に建仁寺三十一世五世住持。当時六十二歳。
- (23) 以酛庵三十三世、別宗祖縁。元禄期に相国寺慈照院より赴任。後に相国寺一〇三世住持。当時五十四歳。朝鮮通信使来日の際には以酛庵輪番僧のほかは輪番経験者から一人が加番として対馬へ赴き、江戸への往路と帰路途中大坂まで藩主、輪番僧らと同行することになっていた。正徳度は通信使の対馬到着直前に加番僧が亡くなり、代役として別宗祖縁(縁長老)が加番を務めた。
- (24) 『新訂寛政重修諸家譜』第八(統群書類従完成会、一九六五年) 一八一頁。当時五十歳。織田信長の七男信高の曾孫。
- (25) 「乾」629〜632。
- (26) 九州国立博物館所蔵『対馬宗家文書』整理番号009090601
- (27) 「乾」649〜651。
- (28) 九州国立博物館所蔵『対馬宗家文書』整理番号009091001
- (29) この翌日には將軍返翰を大坂まで送達する上使について、土屋の用人から対馬藩江戸屋敷へ知らされている。上使は目付鈴木飛驒守利雄と使番三嶋清左衛門政興であった。
- (30) 「乾」673〜674。
- (31) 「乾」694〜695。五項目からなる本書付は『通航一覽』にも収載されている。しかし第二項に脱落があり意味が通らないため、本稿では前掲註14の対馬藩の史料に拠った。第二項の全文は以下の通り。「一、今度渡海之節、東萊・釜山へ撰待被仕候而者間延ニ罷成候間、撰待ニ不及候間、弥館守屋ニ而両訳へ可被相渡候事、」傍線部が『通航一覽』第三(清文堂出版、一九六七年複製)一六九頁の脱落部分。
- (32) 「正徳元辛卯年信使記録 国書引替之事 坤 二十一」前掲註14のマイクロフィルム、リール番号6、780〜781(以下「坤」と略しコマ番号のみ記す)によると、卜判事こと「国書責奉訳官卜策和」以下「儒生一人・軍官一人・書記一人・小童一人・通事一人・奴子一名・使令二人・沙工二名・格軍十八名」が来島した。
- (33) 「乾」735〜737。本書状からは、改書した將軍返翰を対馬藩主が大坂で幕府側から渡された理由を、対馬藩では三使の労疲を慮る公儀の配慮であったと考えていることも分かる。その部分を以下に示す。
「公儀思召ニも求翰改り来り候を御覽被成候上、御返翰御改可被成御事ニ候得共、三使衆五月彼国之都発足被仕、永々逗留被致候勞疲を被思召候故、国体輕キ様ニ相聞へ申候得共、御了簡を以被書改、殿様迄御渡置被成候」
- (34) 「坤」766〜768。
- (35) この場所は、享保十七年(一七三二)に以酛庵が焼失し移転してきて、以後幕末まで以酛庵となった。移されていた西山寺は慶応四年(一八六八)に以酛庵が廃されると、この地に戻った。
- (36) 「坤」797〜799。
- (37) 「坤」792〜793。伝令全文は次の通り。
「傳令
國書陪來譯官處
正月十六日在新站 未及赤間關
見萊府報狀則
國書既已改來不勝喜々幸近
日西風連吹想已渡海到馬州
矣夫行匪久當到馬州
國書不必越涉重遠速迎於中
路譯官段到馬州後更勿
前進路為留駐以待夫引

到泊馬州宜當者

壬辰正月十六日

通信正使

此石中各家書告封為先仍使

付送宜當者

(38) 「坤」 832。

(39) 「坤」 861。

(40) 「坤」 862。

(41) 「坤」 864。

(42) 同右。

(43) 「坤」 869、870。

(44) 「坤」 870、871。

(45) 「坤」 871。

(46) 「國書奉安船」と書かれた旗を立てている。旗は「地木綿、長四尺、

幅式尺八寸、紺ニ白染ぬき」(「坤」 912)

(47) 「坤」 898。

(48) 「坤」 900、901。

(49) 田中健夫「対馬以訂庵の研究―近世対朝鮮外交機関の一考察―」(『東

洋大学大学院紀要』第二十四集、一九八七年)

(50) 「坤」 905。

(51) 同行する徒衆には、杉村采女から次の書付(「坤」 913)が渡され

てゐる。

「 覚

一、國書大坂 御城代江被差上候付、各儀被相附候間、晝夜國書之側ニ

被相詰、夜者不寝番被致、火之元之儀船中入念候様可被申付候、尤

足輕共ニも不寝番申付候間、被得其意火之元之儀堅可被申付候事、

一、各儀小早を乗り船ニ申付候間、兩人宛本船ニ可被相詰候、勿論本船

ニ後レ不申様ニ船頭・水夫ニも被申付、同浦へ乗込候様可被心掛候、

尤拙子乗り船之遲速を相考、待合通船可致候事、

一、風波強ク 國書を陸へ揚候節各儀手を添大切ニ可被致警固候、自然

風波強ク 國書船茂及難義節へ、拙子差図次第生命を抛 國書を陸

江揚候覚悟專要ニ候、右之趣足輕中江茂委細可被申合候、以上、

(52) 「坤」 909。

(53) 「坤」 915、916。

(54) 「坤」 919。

(55) 「坤」 944。

(56) 『新訂寛政重修諸家譜』第七(統群書類従完成会、一九六五年)二一

頁。

(57) 九州国立博物館所蔵「対馬宗家文書」整理番号003090101

(58) 三宅英利「文化朝鮮信使考―易地聘礼の成立―」(『北九州大学文学部紀

要B系列』第十一卷、一九七八年)後に三宅『近世日朝関係史の研究』

(文献出版、一九八六年)に所収。易地聘礼の際の上使小笠原は儀礼的存

在にすぎず、具体的交渉は副使脇坂中務大輔安童(播磨龍野藩主)が中心

であったと指摘されている。しかし、朝鮮國書及び別幅の江戸への護送は、

上使小笠原の小倉藩に任されている。

(59) 対馬藩が国元での國書再交換を幕府から一任されたことは、【史料12】

の他に大坂で上使から將軍返翰と共に受領した老中連署奉書別紙書付(前

掲註57)に「御返翰と國書引替候節の様子者、其方了簡を以宜様ニ可被任

候事」とある事からも分かる。

〔付記〕本稿は、二〇一四年一月に学習院大学大学院人文科学研究科へ提出

した修士論文をまとめて成稿したものである。一部は同年六月に開催され

た第三〇回学習院大学史学会大会にて報告している。